

1. 件 名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和3年7月7日 14時30分～16時25分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官※、片桐主任安全審査官※、宮本主任安全審査官※、
角谷安全審査官、土居安全審査専門職、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他4名

発電管理室 部長、他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について
- （2）東海第二発電所 設置許可基準規則への適合性について（圧縮減容装置）
- （3）東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、それではただいまから日本原子力発電株式会社の東海第 2 発電所圧縮減容装置の設置についてのヒアリングを開始したいと思います。まず事業者の方から資料の説明ポイントをの部分だけで結構ですので、説明をお願いします。
0:00:23	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。それではまず資料の御説明からさせていただきたいと思います。本日の資料として資料一番から三番まで準備させていただきました。
0:00:35	まず資料 1 版として東海第 2 発電所圧縮減容装置の設置について、今回の原子力設置変更許可申請の申請概要についてまとめたものを、資料として準備してございます。
0:00:49	二つ目が東海第 2 発電所設置許可基準規則への適合性について圧縮減容装置でございます。
0:00:56	こちらは先ほどの申請概要に対して設置許可基準規則への適合性を個別にまとめたものでございます。また、すでに許可を得ています設置許可への影響についてもまとめてございます。本日はこちらの設置許可への影響の御説明をスタートに資料 1 について御説明をさせていただきたいと思います。
0:01:17	続いて資料三番でございます。こちら東海第 2 発電所の原子炉設置変更許可申請書の前後比較表でございます。
0:01:25	右側が今回設置変更許可として申請をさせていただいた内容を比較したものでございます。
0:01:32	早速、資料 2 番のほうからですね、東海第 2 発電所の設置許可基準規則への適合性についてご説明をさせていただきたいと思います。
0:01:43	この資料のページといたしましては、目次 2 ページのところご覧いただければと思います。
0:01:50	2 ページに今回適合する必要があると考えてございます条文三条から 30 条まで帰った後に、技術的能力があって、そのあとに添付書添付書類の I II III がございます。
0:02:03	この中のまず添付資料の 1 の既許可からの変更点及び基準適合性等の説明についてさせていただければと思います。資料 1 のページ数が通しページで 54 ページでございます。
0:02:19	54 ページに添付資料の 1 として設置許可からの変更点及び基準適合性等、13 分の 1、すべてで全部で 13 ページでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	こちらからまず左側から来基準適合性要求の確認をした結果がございますので、今回の圧縮減容装置の設置に伴って適用すべき要求事項を整理したものがございます。
0:02:44	これあの基準への要求として縮減を精緻ソース装置設置に伴って適合が必要であると考えているものについて、右側で、現在の設置許可に対しての影響をまとめたことものでございます。こちらが来許可の設計方針に対して変更があるかどうか。
0:03:02	ということと、今回の設置に伴ってどのような許可への影響があるかというのを整理したものでございます。一番右側にそれに対して個別の補足説明資料の該当ページがあって、先ほどの三条から 30 錠と技術的能力の
0:03:18	適合の説明に紐づいている形にしております、まずはこのまとめの説明からさせていただきますと思います。
0:03:28	日本原子力発電の武田です。では通し番号 54 ページの表から適合を条文別に説明させていただきます。
0:03:39	上から通させていただきます。まず 1 条 2 条は適用範囲と定義について記載されています三条設計基準対象施設の地盤につきまして、まずはスクリーニングの装置はCクラスと塗布をしてあることから、
0:03:56	耐震重要施設以外のDB設備については、各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、設置圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置することということが要求されておまして、Cクラスへの適合性を確認いたします。
0:04:12	その右側既設置許可について本件はどのように記載されているかを概要で記載しております。基本的にはCクラスに対して適切に評価するようということが記載されておまして、影響評価結果のところ
0:04:27	縮減を数値を与え身上で分類Cクラスの設備として追加でこれは申請書上は第 13-1 表耐震重要度分類表に追加いたしますが、既設の空き設置許可の設置方針に基づいて耐震重要度分類Cクラスとして接地圧に対する十分な支持を有する地盤に
0:04:46	設置されたNUL作業と固体廃棄物作業建屋内に設置する設計とすることから、今までの許可の方針に変更するものではございません。四条地震による損傷の防止につきましては同様にスクリーンを装置をCクラスと設定して、
0:05:02	十分耐えることができることへの基準への適合性を確認するとしております影響評価した結果ですけれども同様に 1.3. 1 表の分類表に追加いたしますが、Cクラスに分類して適切に設計し、いい設計に今の設計方針が 1 を変更するものではございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	工場を津波による損傷の防止について説明をする基準要求としては丸あつて、アリモリとしております圧縮減容装置は、設計基準対象施設のうち、安全機能を有するクラス3の設備であることから、来津波からの防護検討をする説明を対象となるため基準の適合性を確認いたします。
0:05:40	1 設置許可の内容を概要で書いております。津波から防護を検討する対象となる設備はクラスII及びクラス3設備並びに耐震Sクラスに属する設備とすると、このうちクラス3設備については安全評価上その機能を期待する設備は、
0:05:58	津浪に対してその機能維持できる設計とし、その他の設備が損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とするというのが今までの許可の方針となっております影響評価結果を御説明いたします圧縮減容装置は既設置許可の設計方針に基づいて、
0:06:17	安全評価上その機能に期待されないこと、クラス3設備であることから、津波防護設備浸水防止設備ちよつと防潮低の丁寧な言い方ではありませんけども、これらの防護設備に該当せずに代替設備により必要な機能を確保する等の方針、対応を行うこととし、
0:06:32	規制庁許可の設計保証変更数ではございません。防潮定が設置されていない時期から運用開始いたしますが、代替設備により必要な機能を確保するとの具体的な内容としてはスクリーン装置を床面にボルトで固定して漂流物化しない対策及びJIS規格に規定される落下試験を施した
0:06:51	あとドラム缶を用いること等により津波による放射性物質の散逸防止するということとしております。
0:06:57	6条をご覧ください外部からの損傷の衝撃による損傷の防止について御説明します基準要求はありますと整理しました事項としましては縮減を措置をDB設備のうちから不安であることから外部からの防止、
0:07:12	御検討する手続きの対象であるということを確認しましたDCH許可からの影響としましては津浪とほぼ同じようにいい整理させてすいませんちよつと規制庁のカドヤですけれども今このまとめ資料側の表で説明をいただいているんですけども、当然
0:07:33	対象とする条文をどれかという整理は当然していきんですけども、今後少し審査会合で審査の概要という説明を行っていくところで、例えば今の6条とか、そういった説明って言うこれパワーポイント上でも、資料の説明がある。
0:07:51	と理解してるんですけど、そうこちら側の説明は、今これで全体ザーツとさらった後にパワーポイント側の説明をするっていう形になりますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:04	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。おっしゃる通りでございます。こちらのまず基準適合性の表から何を適合性確認すべきかっていうのを表で確認した上で、ここに対して個別の適合性についてはまた別途御説明をさせていただきたいと思っておりますけども、
0:08:21	これあの適合性が必要と確認する必要があるものについてはそのあとパワーポイントでこのようにまとめていますというのを御説明を続けていく形にしています。それは、後程今日説明があつてってということですね。はい。本日のまとめ資料資料2については、この適合性の表のみを確認し、
0:08:41	要否を確認した後はもうこの申請概要のほうのまとめに移っていきたく思います。
0:08:47	規制庁の中でさ、了解しましたが、こちらのパワーポイントで改めて説明する内容は今の説明からはちょっと割愛していただいて構いませんので、そのようにしていただければと思います。
0:09:00	はい。現在のアリモリです。承知いたしました。マルこの基準要求の要否であったりその理由としてポイントとなる箇所を簡潔に少し御説明をした後に適合性の細かい部分の説明については、残りのパワーポイントで説明をしたいと思っております。
0:09:19	日本原子力発電のタケダでふうでは引き続きまして6条から今のやり方で説明させていただきますが、六条外部からの御塩基準浮き上がりとしてHを確認する対象条文として抽出しております。
0:09:32	既設の既設置許可ではクラス3設備は対象外として
0:09:41	等の
0:09:47	クラス3設備については、機械的な強度を有すること等により安全機能を損なわないもしくは蒸気に含まれない設備については、代替設備により必要な機能を確保する事安全上支障のない期間でのソフトを行うこと等によって、
0:10:03	提案全協損なわない設計にすることを今設置これはといいますで鋭意その設置許可の対する影響評価については、クラス3にも見込むされることとお答え発注作業建屋に設置することから影響を与えるものはないというふうにご確認しております。
0:10:18	7条の不法な侵入の防止につきましてはそれらの設備の設備はそれらの運用に変更伴わないことから、基準要求とはならないという整理をしております。8条の火災については安全機能を安全性を損なわないよう火災防護対策を検討する必要があるため、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:35	A等級対象設備としております。1 強化の概要としては過怠方針としては基本的には発生防止感知消火及び影響緩和ということが要求としてありまして、今回のスクリーンをソースに対しては発生防止を施すこと。
0:10:54	また、感知消火機能のある固体廃棄物車両建屋内に設置することで、1 地籍手話に影響を与えるものはないというふうに評価しております。
0:11:03	引き続きまして9 条の溢水の防止に関しましては設計基準対処施設であることから確認する対象となる条文として要求事項、要求条文もあるというふうに整理しております。
0:11:17	ただ、波食純層中和ああいう液体を内包したりとか配管その他の設備には該当しないため、1 設置許可への影響はないものというふうに評価しております。十条誤操作の防止につきましては設計基準対象施設に対して誤操作防止する工事、
0:11:36	防止するための措置を講じる必要があることから、適合性を確認する対象量、旧条文と整理しております。規制庁から誤操作を防止するために
0:11:49	kA法であるとか、いかなる環境でも容易に操作できることというような要求がありましてそれに基づいた操作をできるような設計をいたします。
0:12:00	ということで吸収できるかの影響に確認結果に影響を与えるものはないと考えております安全避難通路、11 条安全避難通路につきましてはお答え廃棄物作業建屋内に設置する、その固体廃棄物車両建屋側から発電用原子炉施設の一部であることから、
0:12:16	基準要求への適合性を確認する対象としてもあるとしております。
0:12:20	営業的には出す非安全避難通路等を照明等が確保されていて、それらに影響与えないような配置とすることから、縮減を装置の設置が11 条に影響を与えるものではないと11 条のうち設置許可の
0:12:37	確認時間に影響を与えるものではないというふうに整理しております。次条安全施設につきましては安定とは設計基準DB設備であるため、液状への適合性を確認いたしましたんやPDSに分類して適切に設計する事で適応今までの既設許可の確認以下に影響与えないと。
0:12:55	いうふうに整理をしております。13 条はDB設備のdB事項の解析に関する要求事項になりますので要求と相とならないというふうに考えております。14 条から、
0:13:09	27 条まではDB設備の個別の設備に対する要求事項になりましてそれらの設備もしくはそれらの運用に変更等がないことから要求対象としてにならないバツというふうに整理をしております。27 条放射性は寄付の処理施設に関しましてはスクリーニング装置は放射性廃棄物の処理をする処理施設であるため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:29	対象条文として0としまして基準の適合性を確認いたします。
0:13:34	27条として既設許可の内容では
0:13:38	まず、固体廃棄物作業建屋自体の放射性廃棄物の処理能力として平成20年に移動建屋の設置、申請をしたときに処理フロー及びそれらの処理能力を示しております。また来設置許可の本文5号添付書類8では、
0:13:56	固体廃棄物、固体状の放射性廃棄物を処理する物によっては散逸処理する過程において放射性質が散逸し財政的とするというのが既設置許可の概要となります。今回はスクリーニング装置につきましては、既存の不燃性雑固体廃棄物の処理能力に対して影響を与えない能力を有するとともに、
0:14:16	固体状の廃棄物を算出させしがたい設計とすることから、これまでの許可の適合性確認評価結果に影響を与えるものではないというふうに考えております。
0:14:28	28条放射性廃棄物の貯蔵施設につきましてはちょうどされる廃棄物というのが縮今回の装置を用いてスクリーンをされた放射性廃棄物が発生するため、ちょうど施設の適合性を改めて確認しました。
0:14:42	圧縮減容の設置によりスクリーニングされた放射性廃棄物が貯蔵されますが、汚染が広がらないこと、また放射性廃棄物が漏れいしがたいという設計に変更はないことから、これまでの確認結果に影響を与えるものではないというふうに考えております。
0:14:57	29条を直接線からの防護につきましては、明日9時の装置の設置により、スクリーンをされた放射性廃棄物が発生することから、その適合性について確認しました。来設置許可では当然滞在時間等考慮した上で遮へいを設置することを10mSvか、
0:15:17	周辺監視区域境界50マイクログレイ以下を担うということで、書いております影響評価結果としましては、職員を装置によって安く順位をされた放射性廃棄物は発生し、補助遮へいの設置されたことは廃棄物車両建屋もしくはドラムヤードに貯蔵されますが、
0:15:37	再生の設計条件なる表面線量率に変更はないため、既設置許可との適合性確認結果に影響を与えるものではありません。
0:15:46	30条に従事者防護につきましては外部放射線による放射線障害を防止するDB設備で新たに基準への適合確認いたしました。
0:15:55	やすく住民を装置、Eの設置により安く医療に従事する従事者は、既設許可の堰往診大きいこれまでと同様に放射線被ばくから防護されるため、設置許可の適合性確認結果に影響与えません。
0:16:08	31条から

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:11	36 条まではDB設備その他のDB設備の個別設備の影響要求であるため、これらの設備に
0:16:21	逆の変更や運用に変更となることから通じるとしております 39 条から、
0:16:28	6 食う 12 兆までは、
0:16:33	衛星設備に対する個別の要求事項でありまして設備に対する変更や連行伴わないことから、基準要求の対象となると、例えば閉じると整理しております。
0:16:47	技術的能力審査基準につきまして 1.0 を重大事故対策の基本方針としては本店本部の設置により重大事故等における基本方針に影響がないか、対応問題なくできるのかという観点で確認するため、
0:17:04	基準を今日もあるというふうに整理をしております。家結局あの設置内容等をしてはアクセスルートを設置してそのアクセスルートは津波が起きてても報道だけで適切に復旧できるということを説明しております。
0:17:21	影響確認結果といたしましてはスクリーンをする値は重大事故発生時の日対処に必要な資機材等の運搬移動の経路に影響しない既存のアクセスルートに影響しない固体廃棄物を建屋内に設置するところはアクセスルートのせすには変更ありません。
0:17:38	またSs設備SEで想定している敷地に遡上する津波によって固体廃棄物作業が例えば浸水するような事態になったとしても圧縮装置自体は自重により漂流物化しません。また扱うドラム缶は日本原燃の低レベル放射性廃棄物埋設センターの廃棄物受け入れ基準に定められた廃棄体、
0:17:57	重量 1 トンを下回ると。
0:18:01	二目既設置許可の瓦れき撤去手段により問題なく屋外アクセスルートを確認できるというふうに考えております。既設置許可でホイールローダを使っていくと温度の撤去するか、検証試験をしまして、問題なく確保できるということを説明しておりますのでその中に包含できるような重量のドラム缶しか
0:18:21	ませんということを説明しております。
0:18:24	その他の技術的能力の各個別の手順に関しては、基本方針でも影響与えないということを確認していることから基準としたバック自立というふうに整理しております。これまで御説明した中でちょっと程度特筆的にせて御説明することをピックアップしてパワーポイントの
0:18:44	資料 1 で御説明したいと思います。
0:18:49	以上で一旦基準適合性等のまとめ資料の説明は以上になりますので、ここまですべて一旦確認ご確認いただいでですね、その値をし申請概要の資料 1 のほうから御説明に入りたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:07	規制庁のカドヤです。説明ありがとうございます。今ご説明いただいた中でちょっと一つ確認ですけれども、今この通しでいうと63ページのところで技術的能力1.0のアクセスルートのところ、
0:19:23	これはまとめ資料を1.0.2のほうその新基準の許可のときのアクセスルートでいきますと、この固体廃棄物処理建屋は耐震Cなので崩れてきて、アクセスルートをふさいで、
0:19:38	そこにホイールローダーで瓦れきを撤去してっていう説明だったと思うんですけど、これはだからその中に今回新たに圧縮減容装置を設置したとしてもそうそう考え方としては、建家崩れることは一緒なんですけど。
0:19:54	それ、それ自体が何かアクセスルートにその影響を与えるっていうところは考えられないっていう御説明になりますでしょうか。日本原電の武田です。おっしゃる通りでございます。これまでのアセスの確保手段に対して影響を与えないというふうに考えております。
0:20:11	これでアマダから一応検討対象には挙げた上で影響がないという判断を今しているという整理ですかね。日本原電の瀧川です。その通りでございます。はい、わかりました。
0:20:24	今中身具体的に書いてあるところはパワーポイントのほうでまた御説明があるということなのでちょっとそちらで確認をさせていただこうと思いますけれども規制庁側へと会議室がからこの今の表で何か御確認っていうのはありますか。はい。
0:20:53	すいません規制庁ナガエです。整理させていただいてるんですけどこの設置許可基準規則の中の各号があると思うんですけど、それに
0:21:05	こうなってるからっていう何か対応した
0:21:08	何項目かありますよね、条文のそのどれにこれを適用していつてるのか、或いはこの条項はもうこの後はもう全然関係ないんだっていう、そういう整理表にさせていただくと、どので勝てるわかりやすくなるんで。
0:21:26	ちょっとこれベターで書かれてるんで、どの、5号の要求事項について対応してるのかっていうのがちょっと見えないんで、そういう整理はできますでしょうか。日本原子力発電のトリイ府／ポイントのほうでも同じように設置許可基準規則に対して。
0:21:45	影響評価というのを記載しておりまして、そちらのほうでは条文のコピーペーストとかの写して書いておりましてそこで5まで特定するように持ってきて書いてるので、／ポイントのほうでそれは特定できるというふうにつくっております。規制庁ナガエです。ここは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:02	なんていうんですかね、この整理表の目的は、前条項に対して網羅的にどうだ って話であって、PowerPoint反射その他から、変更の必要性がある等の 理由で詳細に説明する中の
0:22:19	話であってちょっと観点が違うんで、私の言うてるのは、全体像をまず
0:22:27	並べてみてもどうなんだって話であって、影響があるものに対して詳細につい てどうなんだって、そういうパワーポイントは後者のほうだと思ってるんで、そういう 意味で、ちょっと確認したということです。としまして、5丸特定できるような記 載はないか検討させていただきます。
0:22:46	議長の壁です 5まで特定というところで外せるⅡはあれですかねと、特にもう 明らかにこの情報は違うってところはもう後は関係なくっていうそこはそう いう整理でよろしいですか。
0:23:04	。
0:23:06	規制庁の永井です。全体が重大事故と対処設備とかそういうものはもうそれ だけでいっす一括で結構です。保険だけです。承知いたしました。
0:23:18	規制庁の方でそのほかございますでしょうか。
0:23:23	1件ですか。はいどうぞ。
0:23:26	今ナガエのほうから話もあったと思うんですけど、ちょっと
0:23:32	今のこの書類の関係で、パワーポイントにあるから書かないって発想は基 本的に私はないと思っていて当然パワーポイントっていうのは足要は等申請 内容の概要を示したものであるから、当然このまとめ資料にそれが書いてな ければポイントにあるから、
0:23:51	こちらはかけませんっていうのはちょっとよく意味がわからなくて、
0:23:55	今のドイツ説明の方向性っていうのは今どう考えるかちょっとその、
0:24:02	そのポイントにあって、
0:24:04	ある場合は審査資料には載せないっていう方針でおられるんだったら、そち ょっと違うんじゃないかなと思うんですけどそこってどう整理されてると。
0:24:13	日本原子力発電のアリモリでございます。すみません先ほどの発言を少し訂 正させていただきます。恐れ通りまず審査資料でこの基準適合その等の整理表 の中ですべて覚悟も含めて影響評価基準適合が必要か必要じゃないかとい うところが、
0:24:31	網羅的に整理しつつ、されている必要があると思ってございます。その中で適 合方針の説明として必要なものを申請のパワーポイントの申請概要としてご 説明をする必要はあると考えていますので、このまとめ資料影響評価されて いないものをパワーポイントで何か改めて整理しているから載せないとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:51	そういうことではなくてですねこの基準等の整理表の中ですべて網羅されて確認された上で、必要なものを申請概要としてご説明するという整理してございます。以上です。
0:25:05	わかりました。だからあれですよこのポイントで今から説明されてる内容は、当然現状入ってるんですけど。資料 2 の中に全部
0:25:15	今 5 まで含めた説明っていうのはこの資料に入ってるんですか。
0:25:19	日本原子力発電のアリモリでございます。
0:25:22	はい。恐れており、このまとめ資料に今表に入っている 5 までの含めた説明についてはパワーポイントに基準適合が必要と認めたものはすべて御説明の中に入っていますので、まとめ資料の章。
0:25:39	あと、小児科きれない各条文の適合性については、前のですね、3、三条から 30 条に個別に適合性を示している部分がございますので、ここも含めてですね、概要としてご説明をする形にしています。
0:25:58	真下じゃお願いします。
0:26:04	。
0:26:05	九州の方でさ、良い点確認ですけどこの今まとめ資料として出していただいている資料、
0:26:11	意味は、このパワーポイントの内容は全部書かれていますっていうところはその理解でよろしいですか。
0:26:18	はい、日本原子力発電のアリモリです。整理をした上ですべて書かれているという説明わかりました。
0:26:25	はい、その方が今のところで、確認事項ありますでしょうかありましたら見るとボタンをMeVの方は解除していただければと思います。
0:26:34	よろしいですかね。成長のアマノですけど、今の点でよろしいでしょうか。
0:26:41	はい、お願いします。
0:26:45	ポイントのほうには、例えば 20 ページの辺りですね、要求事項は書いてあって、まとめ資料のほうではないということなのは明らかにこのまとめ資料のほうが、
0:27:02	そうこうしているという今状況で、
0:27:06	私もパワーポイントで説明が書いてあるから、まとめ資料は説明を不要というのは、それは永遠適切に対応していただきたいと思います。
0:27:21	加えてパワーポイントのほうもすべての条項について網羅的に機材記載されているわけではなく、必要と思われる 5 しか書いてないとか、もっと言えば、これの規則しか書いてなくて、審査基準も適合性の判断に必要ですので、
0:27:41	審査基準も含めて網羅的に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:44	まずはまとめ資料で要求事項、
0:27:48	に対して同量なんだということは正整理していただきたいと思います。それとこのまとめ資料のタイトルも規則への適合性となってるんですけども、
0:28:04	今後審査が進む中でいわゆる我々が言っているまとめ資料というのは、申請書及び添付資料を説明していただく補足説明資料なので、ちょっとタイトルも補足説明資料として、
0:28:21	今後追加説明を求める内容も網羅できるような形で改めて整理していただきたいと思います。いかがでしょうか。
0:28:33	はい、日本原子力発電のアリモリです。承知いたしました。あの適合性の要求事項の各号の説明につきましては先ほど基準。
0:28:42	適合性等の表の中に条文が記載されてその中に適合要否が記載されてございますけれども、パワーポイントの 20 ページにございます基準規則の各号の要求事項については、それぞれ前のまとめ資料のところまで 38。
0:28:59	27 条で言いますと 38 ページのところにも各号ごとに基準の 5 が要求するものとそれに対する適合性の方針を示して説明している場所がございますので、ここはもう少し先ほどナガエ様からもありましたけども、表の
0:29:19	中でも号棟の各号に対する要求がどうなのかというところが見えるように制定をしていきたいと考えています。
0:29:27	。
0:29:31	規制庁の天野です。ちょっと審査基準に対する言及はありませんでしたけれども、例えば設置許可基準規則であれば、審査基準は、規則の解釈であるとか、
0:29:46	それ以外にも審査基準がありますので、審査基準も含めた適合性として、きちんと示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
0:29:57	日本原子力発電のアリモリです。承知いたしました審査基準も含めて整理をした上で、この資料の 2 番のタイトルをどのように少し適切なタイトルで見直したいと考えています。以上です。
0:30:14	はい、規制庁の天野です。私からは以上です。
0:30:19	規制庁壁ですはいありがとうございます。それでは、説明の続きをお願いします。
0:30:30	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。ではそれでは資料一番からですね圧縮減容装置の設置についてと、資料一番で準備してございますこちら
0:30:43	めくっていただいて 2 ページ目から申請概要の目次と構成を示してございますので、まずこの資料の構成を御説明した後にですね、5 の内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:58	2 ページのところ今回の御説明内容としてですね、東海第 2 発電所において今回圧縮減容装置を設置する目的をまず記載してございます。その上で設置変更許可申請をさせていただいたことを記載してございます。
0:31:12	その内容として、この中には、設置許可基準規則への適合性であったり、目的装置の概要、あと主な変更内容を適用するための設計方針、あと最後に圧縮装置設置に伴う高知高低差
0:31:27	こちらの全部で 6 項目について御説明をさせていただこうと考えてございます。
0:31:33	それではまず、その設置の目的と概要と主な内容を変更内容、ポイントを御説明させていただいた後にですね 4 番 5 番の
0:31:44	設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針、あと技術的能力の審査基準への適応方針を御説明をさせていただきたいと思っております。
0:31:56	はい、日本原子力発電のタケダですではスライドのほうで御説明いたします。まず 3 ページのスライドで安く売り凹凸の設置目的について記載しております。放射性か破線部にあります通り廃棄物の減容促進し、廃棄物貯蔵庫用の保管量低減するために設置いたします。
0:32:15	具体的にはメインスターの方に本装置の導入による効果を評価したもののグラフとして載せています設置場所を示しているのが下側の左側の図になりまして、囲っている箇所に E-建屋の中に入っている箇所に設置いたします。
0:32:35	2 ページ、4 ページ、スライド 4 ページのタスクフォースの概要を記載しております。基本的には向き物難燃物重金属等をドラム缶に入れ潰しいさらに別のドラム缶に約 3 個収納してモルタル充填という装置を考えております。
0:32:52	スライド 5 ページのほうで装置の仕様をの記載をしております。イメージ図でありますけども 3 方向からのプレスということで記載変わるような三つのシリンダーによって廃棄物をプレスするという設備の導入を考えております。
0:33:10	6 ページのほうで申請書の主な変更内容を記載しております。変更前と変更は横並びに書いておりまして、
0:33:21	廃棄物処理施設の設備の中に火線青字で書いてある通り、スクリーンを装置を追加いたします。
0:33:31	下側に書いてあります通りやすく陣容を圧縮可能なものは以遠措置またはというふうに繋がる形でスクリーン予想値ではスクリーンを取得ということではスクリーンを措置を追加いたします。その他に申請書ですと本文 6 のほうに、
0:33:48	工事計画を追加添付書類 3 で工事資金を追加添付書類 8 で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:55	耐震重要度クラスC耐震重要度分類表に耐震クラスCとして本曹長追加安全設計の基本方針、7章放射性廃棄物は総理施設日本曹長追加、また処理フロー図の中に奔走長というか、という変更をしております。
0:34:13	7ページカラー基準規則上に適合するための設計方針について先ほど丸印として抽出したものについて、隻を記載しております。ワードのまとめ資料で御説明したようなことはちょっと割愛しながら説明させていただきますが、
0:34:30	まず産状を4条については、耐震Cクラスに分類し、基本設計方針通りに設計いたしますと、8ページのプライドを具体的な対応方針というところにあります通り、BCクラスに分類し、十分耐えられるように、
0:34:47	設計し、また接地圧に対する十分な支持力を有する建家内に設置するため、影響を与えないというふうに考えております。
0:34:56	スライド9津波による損傷の防止につきましては、
0:35:02	クラス3設備であるため傍聴低の対象とする設備ではなく、代替設備により必要な機能とを確保する等の対応を考えております。必要な機能を確保する等の具体的な中身について、スライド10ページ。
0:35:18	の具体的な方針の中で記載しております。
0:35:22	まず安全重要度分類は繰り返しなんですけどPSRスズキに分類されるクラス3設備となります。処理過程における散逸防止機能が維持されます。通常運転時は27条でもこの後御説明しますが換気設備で配置することで空気中の放射性物質の除去低減が行われます。
0:35:41	津波警報時には作業員が退避する際に相談に圧縮装置の運転を停止することでいろいろ以後は水素圧縮処理過程で排気が発生することがなくなりますんで(2)散逸防止として記載しております通りスクリーンを措置を固体廃棄物車両建屋に設置されておまして直接津浪早くが直接採用せず、
0:35:59	耐震グループ副Cとして固定ボルトで建屋床面に固定する設計としているため漂流物化いたしませんとドラム缶には津浪春が直接採用しないためドラム缶が相乗し放射性廃棄物が拡散することはございません。アスクル対象物等を勘案すると向こうも見やすく後の
0:36:15	縮退保管するドラム缶二つ目されており、JISで規定された落下試験を実施したドラム缶を用いることで、F周囲に浮遊した際に周囲の壁に接触した場合でも内部の放射性物質が流出することはありません。
0:36:27	あすこ処理Ⅱまたは縮ドラム一体収納し蓋自明前の飛鳥廃棄物は密封されていない状態で浸水する可能性がございますが、ドラム缶外へ流出する放射性物質は最大でもドラム缶一本化の量であって有意の差圧や繋がりません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:42	波及的影響防止の観点ではお答え廃棄物車両と提案に沿う重大事故発生時のアクセスするとか、物を上記の通り
0:36:52	あそこには土地代浮遊物がでも影響はないというふうに評価してございます。
0:36:57	続けてハッチ六条を外部からの損傷の防止について、12 ページのスライド具体的な設計法、失礼しました。
0:37:09	あとですね 11 ページの影響評価結果の案で書いてあります通りEクラス 3 設備であって、防滴開部長の防護対象には該当せず、竜巻落雷等から防護された屋内に設置することから影響与えないと。
0:37:24	ように整理してございます。第 8 条、火災による損傷の防止につきましては、
0:37:33	具体的な設計方針、すいませんスライド 12 ページで火災による損傷の防止親切に示しております。具体的な設計方針として記載してあります通り、火災の発生防止としてあそこ人装置は不燃性難燃性材料を有すること、また電気系統については必要な遮断機等保護装置と産地組み合わせること。
0:37:55	必要な設置を施すことで発生を防止します火災の感知消火につきましては、火災の感知器、消火設備を設けた剛体廃棄物車両建屋に設置いたします。
0:38:06	13 ページ見ていただきまして影響軽減という観点では剛体廃棄物車両建てないは、放射性廃棄物の貯蔵機能を有する構築物であるため、THAI会議にここまでが火災区域でありまして他の開削 1 人ずつしませんと。
0:38:21	あそこ輸送次よってこれまでのこの図にある通りの火災区域を変更することはございません。
0:38:28	はい。
0:38:29	14 ページ、溢水による損傷の防止につきましては、
0:38:36	できたような方する容器配管その他に該当しないため溢水農家経営結構正確にいかに影響与えません。
0:38:44	15 ページ誤操作の防止につきまして、16 ページから具体的な設計方針を変えております。スクリーンを措置を通常運転時からベビー事故発生時待って作業員の誤操作防止するため、配置、操作器具等の操作性に留意し状態。
0:39:04	表示今日表彰状により状態が正確迅速に設計ハーグできる設計といたします。5000 基においては、前は生じにくいよう留意した設計といたします。さらにキトーに対して色分け安全タグの取り付けなどを人間工学的な操作性も考慮した盤の配置等にすることで、
0:39:22	そこ操作防止する設計といたします。
0:39:25	これまでの
0:39:28	適合性確認結果に影響を与えないというふうに考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:31	17 ページから安全避難通路について記載しております。また具体的な設計方針長の 17、スライド目の下のほうに書いておりますが、スクリーンを装置の設置箇所を
0:39:44	を図で示しております、スクリーンを当時破損設置にあたり既設の固体廃棄物作業建屋の安全避難通路、非常用照明に影響を与えが配送するということで協議確認結果に影響与えないということを考えています。それを除したものが、スライド 18 ページ目になりまして、
0:40:03	これが固体廃棄物車両建屋の設置時の工認からの図でありますけども、影響しないような場所に設置するということを考えています。
0:40:15	スライド 19 ページ目、安全施設につきましてはPSフリーとして適切に設計するということを考えております。スライド 20 ページ放射性廃棄物の処理施設に対する要求事項としては、
0:40:32	まず既許可の概要について
0:40:36	御説明しますと、固体廃棄物車両建屋を設置したときに、固体廃棄物の処理フローと総理能力というのを説明していますと、繰り返しになりますけども許可の中では、固体廃棄物の処理にあたっては処理する過程において放射性廃棄物が算出で設計をすると。
0:40:51	いうことを考えております。具体的な設計を 21 ページのスライドに示しております。既存の設置許可では固体廃棄物車両建屋の中で年間 6000 本の仕分けをしてものである 10.8 対応 1500 本つくるという能力で許可いただいておりますが、
0:41:10	スクリーンを装置の設置は不燃性雑固体廃棄物の処理プロセスを追加する変更であります、パラでというか並行して処理が網加わるような変更でございますので、モルタル充填に至る受仕分けからモルタル充填に至る充填固化体制製作能力に変更はなく、
0:41:29	既許可の基準適合性確認機関に影響を与えるものではないというふうに整理しております。
0:41:35	22 ページのスライドの方で再発防止について説明しております。あそこ人放置は雑固体廃棄物のスクリーンを行う過程において放射性廃棄物が散逸しづらい設計といたします。
0:41:47	具体的には、換気設備が設置されたことが廃棄物車両建屋でないに設置して空気中の放射性はつきり物の除去低減を行うことで、放射性物質が散逸しづらい設計といたします。下の矢羽からその定量評価を行った。まず条件を記載しております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:05	次のページ 23 ページのほうで影響評価を行った結果を評価結果表として記載しております。
0:42:16	周辺監視区域濃度限度に対する換気排気する圧縮減容装置動による感知配置の放射能濃度というの比率で評価しております、一応R2 のところ、 1.4×10 のマイナス 6 乗という比率ですので、十分下回っていて、
0:42:32	むしろ小さいところでやすく装置の設置は既設の基準適合性確認会議に影響を与えるものではないというふうに考えております。
0:42:42	28 条ドラムヤードた放射性寄付の貯蔵施設に対しては漏えいしづらく汚染が広がらないことと、ちょうど能力に変更はないことから今日ないと考えてございます。
0:42:55	25 条が発生した 25 ページの 29 条の説明に参ります。まず既許可の概要について整理いたしました従事者が立ち入る頻度滞在時間等を考慮して移住者応募する補助遮へいを設置することと、
0:43:11	また周辺監視区域境界に対して 50 マイクログレイパーイヤーを目標に遮へい設計を行うということを書いております。具体的な設計条件は個別の設備の工事計画の中で御説明しております、まず固体廃棄物作業建屋については不燃性雑固体廃棄物の表面線量を
0:43:30	0.5mSv/hのドラム缶 100 本というのを線源として設定していますと抗体いい廃棄物貯蔵庫等については 200 ミリレントゲンという数字で設定しております。
0:43:43	固体廃棄物貯蔵庫B棟については、一、二回は 200mmレントゲンの線量率へ近いかについては 0.96 マイクロキュリーパー立方センチメートルという値で設定をしております。
0:43:57	27 ページから具体的な設計方針に記載しております。矢羽の三つ目をご覧ください。あそこ減容処理を行うに当たり、圧縮対象の不燃性立固体廃棄物が収納されたドラム缶を固体廃棄物貯蔵庫から固体廃棄物用立てに運搬する際は、
0:44:13	ドラム缶の表面線量率が 0.5mSvファイア/hを超えないことを事前に確認しますと、また消費した廃棄物を圧縮のドラム缶に収納する際は少ないの表面線量率が 0.5mSv/hを超えないように収納する、そういう運用するというので、
0:44:28	アスクル対応を画質範囲施設搬出用または運搬のドラム缶に収納する際は、収納のドラム缶の表面線量率が 0.5mSv/h行為内容が完了いたします。
0:44:39	これらの管理により補助遮へいの設計上機能線量率を超えないため変更は必要なく、1 とかの設計方針に影響与えないというふうに考えてございます。
0:44:49	スライド 28 ページ、従事者防護に対する基準適合性を記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:56	スライドしたのを具体的な設計方針のところに書いております通り、
0:45:03	具体的な作業中期防衝矢羽の三つ目に書いてあります通り作業、この作業に従事する年間その想定被ばく線量は類似作業の線量実績いいから、評価をしております、最大でも 5mSv1 年当たりであるというふうに考えております。
0:45:21	放射線業務従事者の線量限度 50mSv1 年 100 ミリシーベルト 5 年を十分下回るということを考えております、この装置の設置により、基準適合性確認結果に影響与えないというふうに考えております。
0:45:34	29 ページ、重大事故時の技術的能力に対する適合性の確認成果について記載しております。
0:45:42	イッキョク概要について福祉ますまずアクセスルートを確認することをホイールローダーではエクセル等を
0:45:51	確保すると、その対応は役員等もどのをホイールローダーで撤去する検証試験によって得復旧する時間の確認をしているというのが既許可の概要でございます。スライド 30 ページ目にあります通りやすく装置は重大事故時の対処に必要な資機材の運搬、重大事故へのアクセスルートに
0:46:09	等に影響しない建屋の中に設置するためを超えるとも変更ありません。重大事故時の基準適合性の確認時間に影響与えませんよふうに整理してございます。
0:46:20	31 ページから工事工程を記載しておりますして今は設置許可を申請させていただきましたので年度内下期の
0:46:31	どこが許可をいただいて設工認を申請させていただき、保安規定と、また設置工事を進めた上で、2022 年の下期から本装置による廃棄物に対する運用開始したいというふうに考えてございます。
0:46:45	御説明は以上です。
0:46:48	。
0:46:49	はい。
0:46:50	規制庁の岡です。はい、御説明ありがとうございます。それで、少し私のほうから一つ一つ確認をしていきたいと思ってるんですけどあちこちに質問が飛ぶのはあるので規制庁側の皆さんも私が
0:47:07	確認したところで関連のあるところは割り込んでいただいて確認をいただければと思います。
0:47:13	まずちょっと全体のスケジュールで今の 31 ページ目のところになるんですけども、申請いただいて処分がいつになるかっていうのは審査をしてみないとわからないところではあるんですけども、一応確認したいのは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:30	今、新規制基準に東海第2は適合していて工事計画、設工認認可も受けていて現在工事中で新規性基準に適合して原子炉を再稼働するという時点よりも前に、
0:47:45	この圧縮減容装置については、使用開始したいという整理をされているということによろしいですか。
0:47:54	日本原燃の武田です。その通りです。2020年の下期から開始して廃棄物減容してドラムヤードに用意を作っていくというふうに考えております。あれ傾聴活動ですそうすると、一部その新規制基準で御説明がありますと言っていたものがない状態で、
0:48:14	この設備だけを使用するっていうことで少し後程ちょっと確認をさせていただくんですけども、そういうところで少しそのいわゆる新規制基準でも動いているところに単純に新たな設備が追加されるということではなくて少しそこが何か変則的に対応を確認しなきゃいけないかなど。
0:48:31	思っているんですけど、実際に今タイミングとしては、そう。今のその貯蔵量とかを考えると、やはりその新規制基準を待ってから開始するということだとかなかなか
0:48:47	そのちょうど量的にやはり厳しいということでしょうか。日本原電の戸井田です。
0:48:56	厳しいと思っております。スライド3ページのほうに同容量の風評書いておりますが、ドラムヤードを管理要領というラインを超えると取り回しが難しくなるというふうに考えている自主的なラインでありまして、
0:49:13	アスクル曹長導入しないところに非常に近づくちょっとしたんですかね、工事から多めに廃棄物が出るとかでも超えてしまうような極めて隣接した線やってしまうんで、これをに対してやっぱ1500本ぐらいは下回っ
0:49:30	最大でも1500円の低とした災害もとか下回ったような量を持っていくような管理をするためには、先ほど申し上げたようなスケジュールで運用開始していくことで、適切な配置とA発電所の廃棄物管理につなげたいというふうに考えています。
0:49:50	はい。規制庁のカドヤです。はい。御説明は理解をしました。
0:49:55	それで、その関係で9ページのところにですね五条のその津波による損傷の防止シートということを書いてありまして、
0:50:09	圧縮減容装置自体はクラス3設備なので、まず防護対象には該当しませんっていうのはまあまあそういうそういうことで、一方でその代替沈みにより必要な機能を確保する等の対応を行うというところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:24	これが新規性基準のときの審査のプラクティスでいくと、これは津浪防護施設傍聴てですね防潮定があって、結局その防潮堤外あるので基準津波が到達しない場所にいろんな設備だったり、クラサワ設備を設置しているので、
0:50:42	大丈夫ですという説明であったと思うんですけど、今回その防潮定ができる前西使い始めるということで今この書きぶりになっているので、少しそこはだから新規性基準の時の
0:50:59	の適合させた方法とは別な方法で適合させるという
0:51:07	ことを考えてらっしゃるということによろしいですか。
0:51:10	日本原子力発電の武田です。もうおっしゃる通りでございますに来たこの装置を設置する固体廃棄物作業建屋については、新規基準の説明の際には、防護対象ではないという上で、
0:51:25	もうちょっと点の内側に設置する待つということで、守れます説明をしておりますので、それと同じ説明が先ほど言ったようなスケジュールができないということは理解しております、改めて設計方針というところに立ち返った上で、
0:51:43	まずクラス3で防潮ての防護対象ではないこと、また
0:51:48	代替設備投入必要な確保する等によって、この必要な機能を確保する等のほうの手段によって、基準適合させることを考えていると等々具体的なんですかという説明がちょっとページのプライドに書いてあるような漏らした一覧と、
0:52:05	いうことになっております。
0:52:07	同様の考え方で認可実績が許可実績があるということを我々町民計画にしております、何ですかね、新しい考え方ではないのかなというふうに考えております。
0:52:26	基準の改正等同様の認可実績があってということなんですけれども、この代替設備により必要な機能を確保するっていうところで今10ページのところ、見ていただくとその(1)では重要度分類の話が書いてあって、(2)で
0:52:46	絶望してあるんですけど、ちょっとこの説明だとわからなくてまずその必要な機能を確保するっていうためのその必要な機能ってというのがこの圧縮現設備では何が想定されていて、それに対して、
0:53:02	それを邪魔達成するために、或いは措置などでそれを回復させる。
0:53:08	ためにこの今散逸防止っていうことになっているのかなと思うんですけどちょっと対応関係が今この資料上見えていないので、少しその辺りはまず必要な機能ってというのが何でっていうのを明示した上でそれに対してどういうふうに
0:53:24	それを確保していこうとしているのかというのがわかる形で説明をしていただければと思います。はい、日本原電の武田です。まずすぐ準用装置に求められる必要な機能というのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:40	本設備は放射性廃棄物の処理施設でございますので、27条第3項に10される放射性物質が散逸しづらいことであるというふうに我々考えておりますのでそれに対してこの括弧に書いているような手段によって再発しづらいことは、
0:53:58	津波が来ても担保できるということでご説明をさせていただきましたというふうに思っております。
0:54:05	今おっしゃられたようなことがこの資料から読み取れないので、そこは使うの検討をしていただければと思います。承知いたしました。
0:54:17	はい。
0:54:18	5日はどうぞ。
0:54:20	ちょっとはさっき彼災害はカドヤのほうで言った話でちょっと確認なんですけど、3ページのところの貯蔵容量と管理要領のところのグラフがあるんですけど。
0:54:32	ここのグラフの前提っていうのは、
0:54:36	今プラントが再起動しなくても、これに近づくのが再起動をいつするか知らないんですけど、これを運転状態を想定したグラフになってるのか、そもそも今の固体廃棄物のちょうどっていうのは今の
0:54:52	新規性基準適合のために工事している廃棄物を処理するやって処理がその処理するためにこれが必要になったのかどっちなんですよ。
0:55:11	原電のオオウラと申します。
0:55:13	この富良野不能前提条件の詳細についてですけれども、
0:55:18	運転状態も考慮した状態で見積もったグラフとしております。
0:55:27	測定しなければこうならないでしょ。違うんですけど。
0:55:33	運転も考慮しておりますし、今発電所で起きた原電の小浦で申請しました。今発電所でまさにやっております。工事等から発生するものすべてを見込んでおりますので、
0:55:45	運転をしなくても、このグラフにかなり近い状態になるというふうに認識をしております。
0:55:53	原子力規制庁の宮尾ですけども、すみません、であれば、その
0:55:58	基準上の考え方の整理が事業者の方でしていただかないとだめかなと思うんですけど、その設置許可で許可されてるもうすでに許可されてる前提を
0:56:10	後ろから来る設備が、その前提と違う状況が違う前提を持った設備を認可しなければならぬという実績なり法律的根拠で整理されてるんですけど。
0:56:36	日本原電の武田です。今御指摘の点確認させていただきたいと思います。
0:56:44	規制庁の山形ですけど要はその先ほど彼が前提で言っているの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:50	防潮堤外がある前提でも許可がされていますよね。まず前提として、なので、我々適用性確認するのはその既許可がある前提で、後から来る許可が与えた許可に影響がないとか、そういう全面的なるんだと思うんですよ。
0:57:09	一方で今先ほど中実績があるとか何とかって話があったので、その時はどういうその根拠なり何なりを持ってそれが認可されたのかってところをやっぱり説明していただかないとだめかなと、要はその
0:57:26	その防潮堤外ができた後に運用開始するんであればこういう議論で特に必要ないと思うんだけど、当然そのこの部分の
0:57:37	沼津しろがあるんだっつら言えばそれなりにちょっと整理しなきゃいけないかなと思うんで、そこは整理していただけますかね。
0:57:49	はい、名称活動のアリモリでございます。承知いたしました。おっしゃってる通り、
0:57:56	新規基準に適用するために設置するとして設計や設備を持って許可をいただいていますので、それに基づいて、今回ののはどのように整理できるかというのを、もちろん整理して御説明したいと思います。
0:58:11	。
0:58:13	以上です。
0:58:16	はい。
0:58:19	規制庁のアマノです関連関連の質問いいですか。
0:58:26	お願いします。
0:58:28	はい。規制庁の天野です。今の点にちょっと関連して私からも幾つか確認したいんですけども、
0:58:36	まずスライドの3ページの
0:58:42	今の計画だと超えないというところについて、計
0:58:47	先ほどなんていうんですか、再稼働した後に運用開始すると管理要領を超えてしまってみますって話なので、そこはちょっと補足説明資料のほうにまとめるのでいいんですけども、
0:59:04	ちゃんと図でそういう状態になるのに対して、こういう対応するから、
0:59:11	管理要領に収めたいというのは明示的に示していただきたいのと、あと
0:59:18	ちょうどあれですね 1031 ページCを踏まえて、22 年度の中頃に、
0:59:27	赤点線と緑点線の変曲点がありますけど、23 年度中にも変曲点があるんですけど、この変曲点は何を意味するのかもう、
0:59:40	ちょっと
0:59:43	資料の充実のときに、注記か何かで加えていただきたい。
0:59:50	ですけどもまずこの点いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:54	日本原電の武田です。承知いたしました娯楽に対する説明記載を拡充させていただきます。
1:00:01	はい、規制庁のアマノですとそれで次、9 ページ、スライド 9 ページのさっき議論はあったところなんですけれども、
1:00:12	別途必要な機能が散逸防止という話だったんですけど。
1:00:16	まとめ資料の 54 ページの 5 条のところとちょっと見比べてなんですが、
1:00:25	ここで言っているいわゆる五条の津波防護に対する
1:00:33	安全必要な機能ですね。
1:00:36	必要な機能というのが、
1:00:38	ちょっとECさん防止というのが本当かということなんですけど、飛散防止というのは 27 条の第 3 号ですかね。このパワーポイントでいくと。
1:00:55	後ろのほうに、
1:01:01	20 ページから 20 ページの第 27 条の第 3 号で
1:01:09	規則に規定がありますけど、これは放射性廃棄物の処理施設に求められる機能、
1:01:18	ではあるんですけども、
1:01:22	工場で言っている必要な機能というのは、これはms123 であったりPS123 であったりとか、
1:01:32	ということで例えばMS案のある安全機能事故に対処するために必要な機能が喪失した場合にそれにを代替できる機能があるのかというような形で
1:01:48	整理されると思うので、
1:01:52	そうすると例えばま 19 ページにもPS3 っていうのがありますけれども、いわゆる放射性物質の貯蔵機能ですね、ちょっとその逸散防止が本当に必要な機能なのかっていうのがちょっと整理が
1:02:08	今ひとつついてないような気が。
1:02:11	しますけれどもいかがでしょうか。
1:02:14	はい。
1:02:16	日本で所定のタケダです。
1:02:20	まずPS3 として、PS3 の放射性廃棄物の貯蔵機能に分類しているというのは、直流化したんですけどまずそういう方針です。放射性物のちようどうちの安全重要度棒の新指針ですと、
1:02:36	処理設備もちようど設備もあわせて、ちようどうちのと、いうふうに整理されているので、分類としてはこちらになるということでこの分類の上で、基準規則上の要求に立ち返ると、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:52	やはり 27 条 28 条というところに引っ張られてきて 27 条の処理施設に要求される増資が安全放射線安全という観点では必要な機能としてはそれが抽出されてくると。
1:03:07	いう整理をしております。
1:03:11	すみません、答えになっていますでしょうか。
1:03:15	規制庁名前です五条のですね、9 ページにある 5 条の要求事項が設計基準対象施設ですね、それぞれDB施設としての機能を持つ施設か。
1:03:32	津浪に対して、
1:03:36	その安全機能が損なわれる恐れがないものでなければならないというのは要求事項ですので、
1:03:42	そうすると、ここで、
1:03:45	そうですね議論すべき設計対象施設の設計基準対象施設の安全機能か。
1:03:56	何であるかというのを、
1:04:00	ちょっと改めて整理していただいた上で説明していただく必要があると思いますけれども、
1:04:11	逸散防止というのは、例えばその実現手段は、今回の場合でいえば行けば、関係既設の換気系であったりというようなことを説明しているの、
1:04:26	それが果たして
1:04:29	もう一つ減である圧縮減容装置が
1:04:35	津浪よって
1:04:37	何ですか漂流物化しないとか、そういうことで果たして東陽要求事項に対して、
1:04:47	対応してるののっていうのは、ちょっとかなり違うんじゃないかという気もしますので、改めて資料の形で整理していただいて説明していただければと思いますがいかがでしょうか。
1:05:00	原電の入谷です。承知いたしましたちょっと改めて資料の形で整理したいと思います。
1:05:06	はい。規制庁の浜田です。それからせえっと先ほど来議論がある
1:05:13	許可に対して、
1:05:18	対応はどうなんだという議論がありますけれども、ちょっとまとめ資料の 54 ページの 5 乗の一番下で
1:05:27	右から 3 列目ですか、2 期許可の内容概要が書いてありますけれども、
1:05:37	ちょっと先ほどちょっと同じような認可実績があるということなのって先ほど指摘がありましたようにそれが本当にケースに適用できるのか。
1:05:50	というのは改めて説明していただくということだと思うんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:55	逆に言えばどこのあれですね、クラス 3 設備は、
1:06:05	その他の設備は損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行うという設計を前提としてるんですけども、
1:06:17	そもそも来許可の変更申請が下のこれ必要ないというバツという整理になってるんですけども、そこ自体の変更許可がまず必要。
1:06:33	ではんないのかということも含めて、さっきの議論は整理していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:06:43	。
1:06:44	承知いたしました。
1:06:48	規制庁の雨森です。私から以上です。
1:06:53	規制庁のナガエです。今のアマノの
1:06:58	発言と関連することなんですけれども、ここの
1:07:04	9 ポイントの 9 ページ 10 ページのお話っていうのはもともと
1:07:09	大体津波の代替設備として傍聴低がありきっていうところで来許可を取ってる話であって、その前提がもう全面的に崩れる話は単に当該の
1:07:24	圧縮減容装置だけの話じゃないと思うんですよ、排水処理設備を共用設備全体の論理が変わる話になるんで、ここだけの議論になるか、それだけに集中して 27 条の話とかね、そういう話をされてるんですけどそうじゃなくて、
1:07:42	ほかの単体個別パートパートのもの積み上がったものがね、全体防虫定がないまま動かすんだっていう話の重要性っていうのが全然認識されてないんじゃないですかっていうのはちょっと私の疑問なんですけど、その点いかがですか。
1:08:06	。
1:08:07	はい。
1:08:09	日本原子力発電のアリモリでございます。ご指摘の点、おっしゃる通りでございます防潮という前提としてですね、ここの圧縮減容装置だけでどうなのかというところをまとめている今の内容になっていますので、
1:08:25	そこが本当に固体廃棄物作業建屋としても、廃棄物処理全体としてもどういう影響があるのかということ全体を確認した上で、こういう前提が整理できるのかっていうのを改めてまとめて御説明したいと思います。
1:08:41	規制庁ナガエですが、よろしく申し上げます。
1:08:50	規制庁の加藤です。今規制庁側から様々な指摘をさせていただきました。
1:08:59	通りいいだと思ってしまして、やはり少し整理をいただかなきゃいけないかなというのはあると思います新規性基準前に一部だけ戻るということになりますので、そこは先ほどあったところを少し検討いただいてしっかり説明をして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:18	いただきたいと思いますしなかなかその全体の影響っていうのもありましたけども、この圧縮減容装置だけに限ってみても、これ以外にもその本来新規規制基準に適合したのであれば、期待していたものを、そうではなく、適合前の
1:09:35	ものとして、整理をしなきゃいけないものって、本当に互助以外にもあると思うので、そういったところの洗い出しも必要になりますし、ソースも全体が整理できたらお話ではあるんですけど。
1:09:48	そういった観点で少し内容を検討していただければと思いますんで。
1:09:57	今のところで御女王については、互助含めそのず済むそもそも前提ですね、のところはちょっと確認をさせていただいたんですけど。
1:10:08	んその他のところでいきますと、
1:10:13	例えば 11 ページのところですねその外部からの衝撃による損傷の防止の 6 条をがあるんですけども、ここでの丸の上にクラス 3 で来そのまあ、その防護対象選定の方針に基づいて防護対象施設、施設に該当せずという
1:10:33	外して、今わかったんですけどその後、これも竜巻落雷等から防護された屋内に設置するというふうにしていて、ここ孫これがその固体廃棄物作業建屋内に設置することでもって、
1:10:49	じゃあ竜巻落雷等から防護されるのかっていうところが、じゃあそれはもう新規規制基準のところで確認がなされている話なのか。
1:10:59	逆に竜巻の対策が薬局さっきの防護を津浪の話と一緒に、その対策も施されないうちは嫌実は守られないんですけどっていうあたり部分に整理されてますでしょうか。
1:11:14	基本的にはこれと固体廃棄物車両建屋に新たな改造とか、安全対策の追加工事等はなく、今の状態で六条守るという許可が取れているという認識でありますけどもわかるように整理をしたいと思います。
1:11:31	オフショアの答えは聞いてもカドヤですけども固体廃棄物作業建屋内には、例えば竜巻でいうとすでに竜巻から防護しなきゃいけない設備というのが別に来訪されていて、それはすでに設置許可のときにその日規制基準のときに、
1:11:50	そういう位置付け確認がされているということで、本規制基準時の原電の武田です。新規 1010 条整備を今回の圧縮装置と同様で、防護対象外ですと、いうふうに言った上で、建築基準法に基づく建屋なので、
1:12:06	飛んでいってしまうことはありませんというような説明になっています。あるあるから、内包してるわけじゃなくてた建屋自体をその廃棄物、固体廃棄物作業建屋として、そういう評価をしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:21	ですからその通りで、固体廃棄物だったりや自体が、放射性固体廃棄物処理施設の中の一つですので、RIS当時のクラス3設備リストとして抽出されて今のような御説明をしたさせていただいております。
1:12:36	なるほど、わかりました。
1:12:39	少し何かそそのあたりが何か今聞き許可をまた内気しにくいけないのかっていうところにも通じるんですけど、少しその整理をわかりやすくして欲しいなというところですよ。
1:12:53	あと原電の鈴木です。承知いたしましたの整理をいたします。今のタケダが申しましたけども、固体廃棄物の処理建屋そのものは建屋の側での竜巻から防護することができるんですけども、本当にそれは基礎許可を取ったときの状態なのかっていうような話からすると。
1:13:10	竜巻について言えば飛散防止の対策をですねそもそも屋外で取るとかですね、そういったようなことまで含めて、許可たというふうに思っておりますので、やはりですねほんとに許可前の状態なんじゃないかというようなところですねその辺も含めてちょっと改めて整理をしたいと思います。以上です。
1:13:27	規制庁の岡田です。そうですね。建家自体じゃなくて、竜巻の対策っていう全体を含めての確認をさせていただければというふうに思います。
1:13:41	これでいいですか。はい、お願いします。
1:13:44	もう11ページの件での少しもう少しやっぱり事業者のほうで確認していただきたいのは、
1:13:52	6条の適合性にあって新規制基準ではですね。
1:13:57	こうおっしゃってここで言ってるように外部事象防護対象設備っていうものをまずスクリーニングしてそれの中の対象にはおそらくこれはなんてないです。だろうと思います。そのうえで内包する建屋も含めて外部事象防護対象というふうに
1:14:13	位置付けてるんですけど、その対象にもおそらくこの固体廃棄物作業建屋はなっていないとその上でおそらく見てるのは発給事業が何かの対処設備になったかなってないかちょっと私どもは今手元がないのでわからないんですけど。
1:14:29	要は、そういうふうに設置許可でどういうふうな処理をしたかっていうところを明確に書いとかなないと、今みたいによくわからない内容になっちゃっているところがあって、防護対象じゃないっていう話だけではなくて、そもそも六条でどういうふうな設置許可での整理をした上でこの
1:14:48	音は屁理屈作業建屋っていうのはどういう位置付けだっていうのを明確にしとかなないと、この説明でちょっとよくわからないですね、その上でさっき仮屋さん、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	カドヤとか言ってたナガイさんも言ってるように、じゃあ竜巻、落雷等からボール防護されたっていうのは屋内って言いながら、
1:15:05	基準竜巻に対する対策が終わっていない状態で運転するのであれば、それは、竜巻から守られている状態じゃないですよっていう話になるので、その基準、今の設置汽水生基準の認可前にもしそれをやろうとするのであればこの話は全然
1:15:25	変わっちゃうので、その辺はよく確認してください。よろしくお願いします。
1:15:32	承知しました確認いたします。
1:15:34	。
1:15:37	。
1:15:39	すみません、規制庁ながらですけども、今のパワーポイントとその結果、表の資料2の
1:15:49	説明しょうか。ちょっとバラバラに見てたんですけど、ノポイント2個抜き出すんじゃないで、資料の作り方としてね、確認のエビデンスとしてちょっと示していただきたいのは、資料2のね、中に網羅的にさっき言った。
1:16:06	基準規則の要求であるとか判断基準であるとか、既許可のストーリーであるとかそういうもの全部書いていただいて、それに対して今回、その前圧縮を加えることっていうのがね、どういう影響があるかっていう形のね、それで
1:16:24	適用性のそれぞれが詳細展開していくっていう形でこれをね、ちゃんと文字で起こして中身をちゃんとロジックを立てて、
1:16:33	説明していただかないと個別にもぐらたたきじゃないんで、この状況はどうなんだこの状況はどうなんだっていうんじゃないで、まず皆さんの頭頭の整理をした上でね、ちゃんと網羅的に規制基準の土壌硬度のをねどういうふうに
1:16:50	対応するんだっていうのはわかる我々にわかるようにしていただかないと、ちょっと今みたいな形で、わかりましたわかりましたっていうことをまた個別に返されても、人我々の審査のしようがない判断のしようがないんで、
1:17:04	なんです、もう少しこれをそういう形で、パワーポイントではなくて、
1:17:09	この適用性のそれぞれの条文とか5の
1:17:15	それぞれをきちんと見直して詳細にね、こうエビデンスも含めて論理展開も含めて整理した形の資料を準備していただければと思うんですけどそれは言い方でしょうか。
1:17:31	年度タケダです。承知いたしました。
1:17:38	規制庁カドヤです。はい。今規制庁側から名ナガエからも指摘があった通りちょっとやっぱ全体の整理が必要な必要だなというふうなふうに思ってます

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:52	今ここはですね、少し八丈とかそこら辺の機器になっている所申し上げようかなと思っはいるんですけど、やはりそこは結局最後全体に帰ってきて、そもそもの既許可新規性基準の時の
1:18:08	審査でどう説明をしていて、今それがどんどんそれと何が違うのか、同じことのできるのか或いは今回はそのさかのぼるような形になるのでそこを変えなきゃいけないのかっていうところの整理に結局は暁尽きるかなと。
1:18:24	というような気がしますので、少しそこ立ち返って全体を整理をしていただければと思います。
1:18:41	少し時間もあるんですけど先にもちょっと進めさせていただいて、8条規制庁の加藤です。すいません。85 ですね火災による損傷の防止というところで、今これ圧縮減容装置は火災防護対象設備でありと。
1:18:59	いうことにしてるんですけどこれちょっと言葉も気をつけて欲しいんだけど、多分新規性基準のときには火災防護対象機器って言うと思うんです、ちょっと言葉を確認していただくのと、それから、これは火災防護対象機器として整理。
1:19:15	するんですか、それはほかの例えば減容装置、既設のものもすべてそういう整理になっているんでしょうか。基本的には原料のタケダです。放射性廃棄物を今後この設備はPSⅢに該当する。
1:19:35	放射性廃棄物の貯蔵施設としてピックアップをしましたので、火災のガイド巻きを当社の既許可の中でも、放射性廃棄物の貯蔵施設を有するものを選定するという方針がありますのでそれにのっって、
1:19:52	防護対象機器というふうに考えている次第です。
1:19:58	バキュームカーですねとちょっとそこはですねもう1回企業かを確認していただいたほうがいいかなと思うんですけども、
1:20:07	あのえっと防護対象設備その他がちゃんとどうなってますかっていう話もそうですし、その防護対象にした機器に例えば選定をしてですね、今この書きぶりだと火災区域区画に
1:20:23	設置しています。設置しているんですけど、この12ページのほうの具体的な設計方針の一番下のところで(2)のところとかを見ると、消防法または建築基準法に基づく火災感知器及び消火設備を設けたってなっていて、
1:20:39	結局その火災防護対象機器に比しているんですけど、時火災防護の審査基準の2ののった防護がなされているのかなとか、その火災区域って言うこの区域自体が、例えば、結局段階で何かその防護対象機器が、
1:20:58	設置されていて、もうすでにそれを守るための対策を施された火災区域であればまたそこにポンと置くだけで同様に守られるのかもしれないんですけど、そ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の辺りの関係がですねやっぱりちょっと見えなくてそこがちゃんと確認して整理がされているのかなと。
1:21:14	いうふうに思います。いかがでしょうか。
1:21:18	懸念時はです。
1:21:21	まず答え廃棄物車両建屋自体は今すでに許可を得ている放射性廃棄物の貯蔵施設ですので、放射性廃棄物として、本冊の貯蔵施設として果たすべき役割は、施さ火災防護を含め、
1:21:37	洞道施設として果たすべきは、時措置されたもしくはちょっと今後の工事も含めてされた上で許可を取っているのです、そこに即時措置を追加するという意味では、機能に変更はないというふうに考えて、
1:21:50	違う。
1:21:56	原電の鈴木です。ご指摘承知しました許可を取った段階、許可を取ったフェーズに今現在なっているのかということをお聞きしたい前提でこちらの資料の整理をさせていただいているので、ちょっとその辺はなっていないのであればなんてない整理を足した上で本当にそれで大丈夫なのかというのの述べなければいけないので、
1:22:14	その辺りを改めてまた整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:22:21	規制庁ヶ月アマンノそうですねちょっと指摘が結局グルグル回ってですね結局最終的にはお聞きその新基準の審査の時の適合方針から変更がないのか或いは裾方針は同じだったとしても、
1:22:36	それが達成された状況で運用がされるのかというところに尽きてしまうのかもしれないんですけど、ちょっとこの火災防護対象設備であるか機器であるかどうかというところはちょっといま一度確認をしていただいて負け結果外したりとかしてないですかというところも含めてちょっと
1:22:53	確認をしていただければと思います。
1:23:01	はいどうぞ。今課題が言ってるのは11ページの一番下で、火災防護対象機器であれば、当然、その区域であれば消防法または掲示建築基準法じゃなくて、火災審査基準に基づく2種類の感知器が必要なんだけど。
1:23:19	そうじゃなくてこれ障防法景気に建築基準法にしている理由があるはずなので、そこまでさかのぼってよく確認してくださいということです。
1:23:29	はい。
1:23:30	原電のアリモリです。承知いたしました。
1:23:33	はい。
1:23:36	規制庁の川ですありがとうございますおっしゃる通り、今宮本が申し上げた通りで、少し対象にしていっても最後外しているところ、にくもいただ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いて、繰り返しになりますけど、新規制基準ではこういう説明をしているんだから今回はこうですというところは退避して、
1:23:55	ちゃんと確認できるように、資料を整理し直していただければと思います。
1:24:14	規制庁のカドヤです。不幸シート部分ですけども 22 ページのところに行きますと、これ
1:24:27	放射性廃棄物処理施設の第 27 条の適合のところ、圧縮減容装置っていうのはは固体廃棄物作業建屋とそこにもうすでに設置されているフィルターとか排風機でもって、
1:24:42	これ散逸しがたい設計とするということになっていると思うんですけど、少しこの確認なんですけど、この計算の中で移行率っていうのが書かれていましてこれ 1.0×10 のマイナス 4 乗ということで、
1:24:58	これは電中研のそのハンドブック食うのところから圧縮減容装置と類似する作業であるコンクリートの機械的破碎時の期中移行割合を引用というふうに書かれてるんですけど。
1:25:12	これは何かレークルートの機械的破碎時等、今回でなんかやってることが違うのかなと思っていてですね、この適用実績がすでにあるのかっていうあたりを説明していただきます。
1:25:30	まず今回の原電の武田です。この＝通報を持ってきた経緯というか理由は、類似という意味では発災とか、その切断とか進んだんですか。
1:25:45	携帯が複数に近いようなものをピックアップした上で、一番扶助高いものがコンクリートを潰した場合であったというところでこの数字を選びましたで認可実績につきましては鶴一井の廃止措置計画、
1:26:02	所の変更登記をしたときにも同じ装置を入れているんですけども、同じ効率を使って計算した結果を教えて説明させていただきました。
1:26:12	運行に申し上げにつきまして何か実績があるものをまたそれはしっかり先ほど同じですけど今回のようにそれが適用できるのかっていうところも含めて説明を尽くしていただく必要があるかなと思ってまして、
1:26:28	他方で成功だとも全量移行だとやっているサイトがあつてですね、少しその鋭意対応が審査実績って言われるとそんななかなか適用性難しいと判断しなきゃいけないところではあるんですけど、今のこの 1 時 10 のマイナス 4 乗っていう与えかなり大きいので、
1:26:47	これをはめると先ほど最終的に 13 ページの辺りで比率としてはすごいちっちゃくなりますっていう事に結構代理聞いてくるころだと思うので、少し適用性、審査実績があるならどういった場合にそれを適用したのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:05	どういう状況で使用することを想定してっていうところでそれが今回とどう違うのかっていうところを含めてですね、説明をしていただければと思います。何か補足ありますか。
1:27:21	規制庁ナガエです。27 条自体はね、よくご覧になって、
1:27:27	見ていただいていると思うんですけど、
1:27:30	それでなんていうんですかね
1:27:33	求めているのは
1:27:36	空気中と
1:27:39	あと水中の放射性物質の濃度限度の話ではなくてはらなんであの周辺公衆の
1:27:47	影響が
1:27:49	50mSvということで1 み 1 ミリシーベルト 20 分の 1 になってるんですよ。で、言いたいことは、廃棄物処理をして粒子状のコバルトが出たときの影響っていうのがね、もともと求めているのは、
1:28:06	一般公衆に対してその容積ガスで出してる 50mSvに対してプラス大きな値にはならないよねっていう確認が必要だっていうふうに整理するんだと思うんで、ちょっとここで前も言ったんですけど、ちょっと限度でどうのこうのっていう話に今の 10 の⑩のところ絡むんですけど。
1:28:24	ちゃんとなんて言うかな。
1:28:27	基準規則の要求、或いはその判断基準っていうものをきちんとカバー内からこういうなんていうかね。象徴的なその
1:28:37	何て言うかねちょっと勘違いだったら失礼ですけど。
1:28:41	こう整理されてるんじゃないかと思うですよ。だから、先ほど言ったようにきちんと要求内容と判断基準とそれに今回の追加なりその設備変更っていうのはどういうふうな影響かっていうのをきちんとねもう一度皆さんの中で整理していただかないと。
1:28:58	ちょっとこれもちょっと今詳しく言いましたけどそういうのが散見されますので、ちょっと理解この資料の作成でちょっと気をつけていただければと思います。
1:29:15	おりました件でのタケダ所掌濃度限度と比較するのが適切なのかも含めて整理したいと思います。
1:29:24	規制庁のアmanoでちょっと今のやりとり議論で関連してよろしいですか。はい、お願いします。
1:29:33	規制庁の天野です。よく
1:29:37	認可実績として敦賀 1 号があると説明されるんですけども、
1:29:46	廃止措置計画、計画での

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:50	認可というのと、今回は設置変更許可の申請で条文条文とか要求事項等そのまま法目的ですね、に照らして、本当にその実績として適用できるのかというのがありますので、
1:30:08	そこが適用できるのであれば、なぜそう適用できるのか、その根拠も含めてちゃんと説明していただかないとちょっと同様な設備か別の規制で
1:30:20	提供された実績があるからというだけでは全然理解できませんので、そこは改めて、実績があるという説明をするのであれば、本当にその適用できるのかというのをきちっと説明するようにはしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:30:36	日本原燃のトレースことを謝罪器物の処理に関する規制という意味では同じようにその周辺の放射線からの人何でも守るという意味で適用できると考えておりますがそれも含めて整理して、資料には落としたいと思います。
1:30:57	規制庁の儘田です。2 てるような期生という意味では、そうかもしれませんが、あくまで規制はちょっと異なりますので、そこが適用できるのであれば適用できますということをきちんと理解できるような
1:31:14	説明をお願いします。私からは以上です。
1:31:17	承知いたしました。
1:31:21	はい。規制庁の方です。そうですね少し適用性のところの説明、やはりここだけじゃないんですけど、ちょっと整理をしてわか分かるように、資料のつくり込みをしていただく必要があるかなと思っています。
1:31:36	それで続いて 29 需要をからパートで言うと 25 ページのその工場等の周辺における直接線からの直接線等からの防護のところ、
1:31:54	これ少し
1:31:59	何回位置付けの整理が違うかなと思っているのがですね
1:32:06	これ 50 マイクログレイTierっていうの敷地境界のところ、っていうことを出していただいていると思うんですけどこれ、例えば新規性基準のときにも適合性審査のその設工認のこととかでも、
1:32:22	多分原子炉格納容器それから貯蔵施設、それから他にもあるかもしれないけど下層そういった施設の合算として、50 マイクロ超えませんっていう多分あの計算は多分されていると理解をしていて、今回少しここで気になっているのが今何か
1:32:42	固体廃棄物の表面線量とか持ってきているんですけど、その圧縮減容をすることで、要するに今まではドラム缶 1 本で数えていたものが 3 分が一本化っていう形になってそれが貯蔵施設の方に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:58	保管されていくことになるので、インベントリーが増えるのかなと思ってまして、そうしたときに、貯蔵の貯蔵施設自体は多分ここが変更申請できてないから貯蔵量の本数でいけば同じにはなるんですけど。
1:33:15	ただ、実際じゃあそこからのっていうところを計算したときに、どのぐらい影響があるのか、全然影響がなくてっていう結論になるのかもしれないんですけど、そういった形でその 50 マイクログレイファイアをですねに与える影響がないのかっていうところ。
1:33:33	確認をさせていただきたいというふうに思ってます。今表面線量 0.5mSvっていうとなんか歩いてね、その放射線業務従事者とかの関係でいけば多分まあ鈴子わかりやすいところなんですけど、少しここの説明は、
1:33:49	何かそういうことではないんじゃないかと思うんですけどいかがですか。はい。日本原燃の武田です。この 29 条に対する説明としてはまず補助遮への設計時の前提条件を持ってきました。これは
1:34:05	当然ドラム缶が保存されてそこに対して意味どう設定するわけですけども、前後というか、ある程度裕度をもって設計を当然な評価というのはされますと、その中におさまっているということを運用で担保していることを確認しましたと。
1:34:21	融度まで含めれば今までの設計状況変更する必要はないような廃棄物の管理の運用していますという説明をする。
1:34:32	意図でつくってきた資料になります。
1:34:37	トスネット計上のカドヤですけども、それはあれなんで積層ゴムを 50 マイクログレイパーイヤーを計算したときのその前提として、その例えば 1 本当たり 0.5、ミリシーベルトパーアワー以下に管理をしていけば、それは超えない。
1:34:55	ていう何かそそのリンクづけがあるっていうことですか。域は 0.5 マイクロ 5 ミリシーベルトになるよね、2 ドラム缶を作るのでということで、
1:35:15	規制庁の新井です。もしそうであればね、この資料自体がそういう説明に全然なってないんですよ、はっきり言わしていただくとね。だから、きちんと当初 50 マイクログレイを評価した前提条件として、
1:35:32	ドラム缶のソースを作る
1:35:36	府なんていうのはソースタームをつくる行く辺りのドラム缶のね、コバルトの何ベクレルっていうのが、その 0.5mSv/h表面で設定していて、それを参考濃縮して濃くするんだけど、
1:35:54	0.5 は越えてませんよとかね、そういう説明しないと、今おっしゃったような説明我々、この資料だけからは全然読めないんですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:05	そういうことをきちんと書いていただきたいっていうのがちょっとずっと今日生かしていったことなんで。そうしないと、この説明／分との説明にそれを今おっしゃったような話、どこにも書いて合わせての話は、
1:36:20	どこにも書いてないと思いますので、きちんと要求事項であり、判断基準であるそれから、規制来取得の許可でどういう計算をしてその前提がこうであったからっていうそこまできちんと書かないと。
1:36:36	ちょっと適用性っていう形ではちょっと我々読み取れないので、その辺ちょっときちんとかかり書いていただくようお願いしたいと思います。
1:36:46	承知しました。
1:36:51	はい。ありがとうございます。
1:36:54	そうねJAちょっと今、今日横坑をポイント。
1:37:01	同資料で説明したとかっていうのは私の方からとりあえず気づき事項は以上にはなるんですけども、規制庁の仮定です。その他の方、Web参加の方も含めて、これはちょっと少しちょっと全体資料整理が必要にはなっているんですけど。
1:37:19	今の時点で確認なり言及しておきたいことがありましたらお願いします。
1:37:27	いわゆる斉一化をお願いします。
1:37:30	受もこれちょっと網羅的たたきでちょっと少し他人物連成はねよく確実にくださいという意味で言いますけど 14 ページ。
1:37:39	これ溢水に対する損傷の防止っていうところで営経評価っていうのを書かれてるんですけど、これらの溢水ガイドやいっす一滴 9 条の解釈とよく確認してください。
1:37:51	要は溢水防護対象設備っていうのは安全停止とSAPの冷却機能っていうのがそもそも対象になっている前提なりスクリーニングの過程があると思うので、その過程を丸で書かないで、こういう表現に、こういう記載になってしまうと、何を確認しているかよくわからなくなる。
1:38:11	で、他の情報と大体 1 言ってることは同じなんですけど今回この情報がここに 89 条とか六条だけの話になっちゃってるんですけどもジョブを含めてよくその設置許可での議論というのをよく確認してください。よろしくお願いします。
1:38:30	懸念時承知いたしました。
1:38:33	。
1:38:38	規制庁ほかでさ、ちょっと今の今のちょっと書きぶりのところで気になったんですけど
1:38:47	タップぱつと棒ですね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:51	11 ページのところ、の屋上の床最後のその既許可の基準適合性の確認結果に影響を与えるものではないというふうな書き方をされているんですけどこのあと後ろずっとでその確認結果に影響があるかどうかという、まあその最終の適合性の判断は
1:39:11	これがすることにならなくてですね多分そちらとして書くのはその既許可のときに示した設計、設計方針適合する設計方針っていうところに与える影響はないっていうことだと思ってましてね 9 ページのほうには、結局
1:39:27	この設計方針を変更するものではないとかですねまあっていうような書き方をしていればそれに対して影響を与えるものではないとかですね、少しその言い方を修正していただいたほうがいいかなと思いますんで検討をお願いします。
1:39:42	承知いたしました。
1:39:50	規制庁の岡部です。エイズその他御よろしいでしょうかよろしいでしょうか。はい、お願いします。
1:40:01	あとすみませんネット 21 ページの下のところで処理プロセスを変更する賀詞脇からモルタル充填／モルタル充填に至る作業能力の変更はなくてという記載があって、
1:40:14	それじゃ圧縮減容装置を設置する場所って 8 メーター掛ける 8 メーターで結構大きな場所で紫波経営と切断作業場っていうところに設置するんですかね。
1:40:30	そのもともとここに何があってっていうのか何に使って、これがあっても、その作業に影響がないんだよとも想定されるものと想定して作業に影響はないんだよっていうような感じ。
1:40:45	県で、
1:40:46	ちょっと確認説明をお願いできますでしょうか。
1:40:54	承知しました。kAエリアを圧縮装置を導入しても、もともとライセンスのあった能力に影響がないというか项目的に注目したような形で
1:41:10	理由を説明する資料にしたいと思います。
1:41:14	冬季ということでよろしいですかね。計上ができたすいませんがよろしく申し上げます。
1:41:21	規制庁畑村です。ちょっと関連してよろしいですか。
1:41:28	ちょっと今もともと何があった場所かっていうちょっと回答がなかったのでちょっとそこを先にお願います、原燃の浦です。もともとは今何があるかっていうと、特に今何もございませんで、ドラム缶相当で仕分け作業やっていますので、
1:41:46	まああの仕分けが終わったドラム缶置いたりとか、仕訳前のGか置いたりというのはそういうスポーツもリースペースみたいな形になってます。以上です。はい、わかりました。すいません。アマノさん、お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:59	規制庁の浜田です。21 ページの今のカタギリからの指摘にちょっと関連する、この充填固化体作成能力に変更はなくて、
1:42:11	関連なんですけれども、
1:42:14	上の処理フローを見ると、
1:42:17	結局かは今二つの方法か、今回その圧縮減容装置を導入することによって、三つになりますということだと思えますけれども、それでまず
1:42:33	図を見ると直接重点対象っていうのか、圧縮のところのフローに流れるというふうに見えるんですけれども、
1:42:44	フローで見ると、
1:42:47	別のフローで見ると、
1:42:50	これ見やすいのはおそらく資料 3 ですかね資料 3 の
1:42:56	18 ページに
1:42:58	フローの変更前後がありますけど、直接充填というのは、
1:43:08	より処理を介さないでそのままへとモルタル充填合わせるようにも見えるんですけど。
1:43:16	このたりはあるでしょうか。これは頭脳誤記なのか、それとも、
1:43:22	直接重点対象もを何かこの圧縮のプロセスに入れるのかっていうあたりはちょっと確認したいんですけど。
1:43:35	県でのタケダですと資料 3 の 18 ページの処理フローで言いますと、当変更前は凹凸答え減容処理設備を通るとモルタル充填するライン。
1:43:52	ちょっとそれをバイパスするように書いて記載しております直接充填するラインで変更後の欄に対しては、それに追加する形では少し遅い層中央を経由するラインということで、3 種類のラインになるという意味では、
1:44:09	同じフロー図を書いたという。
1:44:14	聞こえてきました。
1:44:18	規制庁の天野です。それで、21%スライドの 21 ページのほうを見ると、直接重点対象っていうのが、
1:44:28	なんていうんですか
1:44:30	黄色い部分の一番最初に出てくる 8000 の圧縮減容装置っていうところに入る形に見えるので、先ほどの申請書の添付の 5-18 ページの資料 38 ページの図とちょっと
1:44:47	フローが違うように見えるんですけど、ここはどういうことでしょうか。
1:44:53	原電のオオウラです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:55	設置許可上はですね、このノポイントのほうの 21 ページ目の点々で囲ってある縮減をこれは波食既設の元素値なんですけど個目の手当右上に必要な応じて実施というふうに書いてますので、
1:45:12	資料 3-18 ページのほうで真ん中辺に、不燃性脱答えっていうのは、これはスタートなんですけども、このフロー自体には収支は系の作業自体は書いてないんでそこずっと右に行きますと減容装置というところの減早朝の点々で囲って減容そっちを表してまして、
1:45:30	必要に応じて実施っていうのはこのままずっとこう元素値が入ってくる矢印と下の矢印想定極限措置をバイパスするラインがあるとやる場合とやらない場合がありますよということにここのフロア、資料 3 のほうのフロア示しているんですけども。
1:45:46	これをちょっとパワポの 21 ページで目ではちょっと点々で囲って必要に応じて実施ということで、ちょっとフロー的にはそのバイパスラインが矢印出てないのでちょっとわかりづらくなってんですけども、示していることは同じ内容でして、
1:46:02	必要に応じて実施するというをここバイパスの矢印で示すかちょっと点々で示すかってちょっと際でちょっと示しております。
1:46:10	おわかりいただけますでしょうか。
1:46:13	規制庁の天野です。資料 3-18 ページの左側に出てくる受け減容装置を
1:46:20	パワーポイント 21 ページの破線で血糖表していると、ここは必要に応じて実施というのはわかりました。その上でなんですけれども、
1:46:32	パワーポイントにもありますけど資料 3-1 ページのほうがわかりやすいので、資料
1:46:40	3-1 ページなんですけれども、
1:46:43	下から 3 台数 3 パラグラフ目ですか。ちょうど縮減用装置と書いてあるところ。
1:46:53	ここは従来は出荷可能なものは減容装置で圧縮減容し、
1:46:58	必要に応じて答えは処理設備で溶融焼却した後、ドラム缶に詰めてちょっと保管するかまたはモルタルを充填してドラム缶なりに固形化し、ちょっとお借りすると。
1:47:14	ここが
1:47:16	変更後は
1:47:17	減容装置または圧縮減容装置でとなってATENA必要に応じてかえとまたは変わらないんですけども、
1:47:27	それとさっきのカタガリのコメントに関連して、ここの出荷可能なものは減容装置または縮減を装置でっていうあたりの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:38	どう使うのかとかですね、必要に応じてとか、またはペレット貯蔵保管モルタル充填という辺りはちょっとそのどのような運用を考えた上で、最終的に
1:47:53	充填固化体作成能力に変更はなくということと結びつくのかとかいうところもあるので、この辺りの運用については、ちょっと補足説明資料で整理した上で、ちょっとまとめて説明していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:48:13	原電オオウラです。承知いたしました。
1:48:17	規制庁の天野です。よろしくお願いします。あと、ちょっとまた別の話で最後の1点なんですけど、一番最初に条文適合の数や、基準への適合性の整理をしていただくという話がありましたけれども、
1:48:39	資料2ー
1:48:41	63ページですかね例えば表で、
1:48:47	左から三番目に基準要求でもあるっていうふうになってますけど、改めて整理していただくということを
1:48:57	なんですけど、アクセスルートで例えば自席能力審査基準の1.0が書かれていて、
1:49:07	1 構造設備の許可基準規則 43 条に何も書いてないとかですね、いうところがあって、そもそもこの
1:49:16	基準要求が0っていうのが圧縮減容装置としてどういう整理なのかというのがちょっとよくわからないところがあるので、
1:49:27	このあたり、どういう整備のもとで、
1:49:31	基準要求ありなしのマルバツをつけているかとかとかですね、そのあたりも含めて、ちょっと整理をしていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思いますのでその際に、ちゃんとその要求事項に対しての
1:49:48	説明等をいわゆる影響評価に対する説明等をちょっと混在してるような所が見られるところもあって、例えば、
1:50:02	スライドのほう、パワーポイントのほうの10ページですか。
1:50:08	ここは5条に対する
1:50:11	適応方針の説明ですけど、10ページの一番最後の矢羽バー。
1:50:20	アクセスルートに対して恐竜漂流物とならないため影響ないということなんですけど、ちょっと江藤五条で議論するのか。
1:50:31	1.0で議論するのかという辺りばよくよくちょっと整理していただいた上で、
1:50:37	あくまで要求事項に対する適合方針ということで、
1:50:41	整備していただければと思いますがいかがでしょうか。
1:50:46	懸念時誰それ承知いたしました。
1:50:50	はい、規制庁流れです。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:54	すいません規制庁のドイですけれどもすいません1個前のカタガリのコメントあったのに関連してなんですけれどもパワポのスライドの21ページのところで、先ほどの設置説明いただいてもやっぱり
1:51:10	多重資料添付資料3とスライドのところちょっとルートが違うんじゃないかなというところでちょっと細かいですけれども、点線の先ほどの減容装置のところっていうのは、ネット上二つのルートだけでなくて圧縮減容装置のルートのところにもかかるんじゃないかなと思いますので、
1:51:30	そこのところどちらが正しいのかちょっと確認して整合のとれるような図にしていただければと思います。以上です。
1:51:40	承知いたしました。
1:51:47	規制庁の中で再ありがとうございます。そのほかはよろしいですか。
1:51:57	時事業者側からも何か補足の説明とか何かありますでしょうか。
1:52:08	原電のアリモリですね、こちらからの説明は以上になります。はい、わかりました、規制庁の岡部です。ちょっと今日いろいろコメントが出ましたけどもそもそものちょっと新規性基準に適合したそのプラントとしての
1:52:25	整理、またここで結構一番根本的なところで大きいかなと思っていますし、それから、その他の基準への適合性の説明のところも実際に何適合しなきゃいけないのかっていうところをまず明確にしていただいて、それに対してどう適合するんだっていうところで、
1:52:44	その適合方針の中には、当然その新規制基準ではどう説明していて、それが今回どうなんだっていうところを明確にしていただく必要があると思います。先ほど来いろいろありますけども審査実績ありますっていうところも、
1:53:02	やはり何かどういったその審査実績で、それが本当に今回適用できるのかっていうところは少しちゃんと確認をしないとイケないと思いますのでそこは資料のつくり込みをしっかりといただければというふうに思います。
1:53:16	ちょっと沢山ちょっとコメントを出たのでいわゆる検討は必要かと思いますけれども、全体について特によろしければ、
1:53:27	これでヒアリングは終わらせていただこうと思いますけれどもよろしいでしょうかフレームの方々もよろしいでしょうか。
1:53:37	はい。はい、それでは、以上をもちまして東海第2発電所の圧縮減容装置の設置についてのヒアリングを終了させていただきます。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。